

## 第23回全国藩校サミット大和郡山大会広告協賛規程

### （目的）

第1条 この規程は、第23回全国藩校サミット大和郡山大会（以下「本事業」という。）の開催を記念し、第23回全国藩校サミット大和郡山大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が発行する記念誌（以下「本誌」という。）への広告協賛に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （広告の範囲）

第2条 広告の掲載場所は、本誌の広告掲載枠とする。

### （広告の掲載基準）

第3条 掲載する広告は、本事業の趣旨を尊重し、社会的な信頼性を損なわないものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載することができない。

- (1) 法令等に違反するもの、またはそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの。
- (3) 政治活動、選挙活動、宗教活動に関するもの。
- (4) 風俗営業及びこれに類するもの。
- (5) 暴力団等反社会的勢力と関連があるもの。
- (6) 誇大広告、不当表示その他虚偽の内容を含み、誤認を与えるもの。
- (7) 第三者の著作権、商標権、肖像権等の権利を侵害するもの。
- (8) その他、本事業の目的に照らして掲載が不適当であると実行委員会が認めるもの。

### （広告掲載の申し込み）

第4条 広告掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、第23回全国藩校サミット大和郡山大会記念誌広告協賛申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、所定の期日までに申し込まなければならない。

2 広告については、別表のとおり協賛金額に応じたサイズを申込者が選び、実行委員会が別途定める形式の広告データを添えて、申込書により申し込む。

### （掲載の決定）

第5条 実行委員会は、申し込みがあった広告の内容について審査を行い、掲載の可否を決定する。

2 前項の審査において修正が必要と認められる場合は、広告主に対してその旨を通知し、修正を求めることができる。

3 審査の結果については、速やかに広告主に通知するものとする。

### （協賛金）

第6条 協賛金は、1口10,000円とし、実行委員会が発行する納入通知書等により、指定された期日までに納入しなければならない。

2 既納の協賛金は、原則として返還しない。ただし、実行委員会の責めに帰すべき事由により掲載できなかった場合はこの限りではない。

（広告主の責任）

第7条 広告の掲載内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の掲載により第三者との間に紛争等が生じた場合、広告主の責任と負担において解決するものとし、実行委員会は一切の責任を負わない。

（免責事項）

第8条 天災地変その他やむを得ない事由により、本誌の発行が遅延または中止となった場合、実行委員会はそれにより生じた広告主の損害について責任を負わないものとする。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会において別に定める。

附 則

この規程は、令和8年5月29日から施行する。

別表(第6条関係)

| 広告サイズ       | サイズ(mm) | 協賛金額   |
|-------------|---------|--------|
| 1ページ        | 266×186 | 30万円以上 |
| 1/2 ページ     | 133×186 | 15万円以上 |
| 1/4 ページ     | 133×93  | 8万円以上  |
| 1/6 ページ     | 88.5×93 | 5万円以上  |
| 1/10 ページ    | 53×93   | 3万円以上  |
| 企業・団体・個人名のみ |         | 1万円以上  |